

株式交換に関する事後開示書類

(会社法第 791 条第 1 項第 2 号、同法第 801 条第 3 項第 3 号
及び会社法施行規則第 190 条に定める書面)

2022 年 10 月 14 日

株式会社岡三証券グループ

三晃証券株式会社

2022年10月14日

株式交換に関する事後開示書面
(会社法第791条第1項第2号、同法第801条第3項第3号
及び会社法施行規則第190条に定める書面)

東京都中央区日本橋一丁目17番6号
株式会社岡三証券グループ
取締役社長 新芝 宏之

東京都中央区日本橋茅場町三丁目2番2号
三晃証券株式会社
取締役社長 古賀 伸一

株式会社岡三証券グループ（以下「岡三証券グループ」という。）及び三晃証券株式会社（以下「三晃証券」という。）は、2022年8月25日付で締結した株式交換契約に基づき、2022年10月14日を効力発生日として、岡三証券グループを株式交換完全親会社、三晃証券を株式交換完全子会社とする株式交換（以下「本株式交換」という。）を実施いたしました。

本株式交換に関する会社法第791条第1項第2号、同法第801条第3項第3号及び会社法施行規則第190条の定めに従い、下記のとおり本株式交換に関する事項を記載した書面を備え置くことといたします。

記

1. 株式交換が効力を生じた日（会社法施行規則第190条第1号）
2022年10月14日
2. 株式交換完全子会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第190条第2号）
 - (1) 会社法第784条の2の規定による請求に係る手続の経過
三晃証券において会社法第784条の2の規定による請求を行った株主はおりませんでした。
 - (2) 会社法第785条の規定による請求に係る手続の経過
三晃証券は、会社法第785条第3項の規定により、2022年9月16日付で、三晃証券の株主に対し、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全親会社である岡三証券グループの商号及び住所を通知いたしましたが、同第785条第1項の規定に基づく株式の買取請求はありませんでした。
 - (3) 会社法第787条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。
 - (4) 会社法第789条の規定による請求に係る手続の経過
該当事項はありません。

3. 株式交換完全親会社における次に掲げる事項（会社法施行規則第 190 条第 3 号）

(1) 会社法第 796 条の 2 の規定による請求に係る手続の経過

岡三証券グループは会社法第 796 条第 2 項の規定により、同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行ったため、該当事項はありません。

(2) 会社法第 797 条の規定による請求に係る手続の経過

岡三証券グループは会社法第 797 条第 3 項及び第 4 項の規定により、2022 年 9 月 16 日付で、岡三証券グループの株主に対して、本株式交換を行う旨並びに株式交換完全子会社となる三晃証券の商号及び住所を電子公告にて公告いたしました。

なお、岡三証券グループは会社法第 796 条第 2 項の規定により、同第 795 条第 1 項に定める株主総会の決議による承認を受けずに本株式交換を行ったため、同 797 条第 1 項の規定に係る手続について該当事項はありません。

(3) 会社法第 799 条の規定による請求に係る手続の経過

該当事項はありません。

4. 本株式交換により株式交換完全親会社に移転した株式交換完全子会社の株式の数（会社法施行規則第 190 条第 4 号）

本株式交換により岡三証券グループに移転した三晃証券の普通株式の数は 123,000 株です。

5. その他株式交換に関する重要な事項（会社法施行規則第 190 条第 5 号）

(1) 岡三証券グループは、会社法第 796 条第 2 項の規定に基づき、株主総会の承認を受けることなく本株式交換を行いました。なお、同第 796 条第 3 項の規定に基づき本株式交換に反対する旨を通知した岡三証券グループの株主はおりませんでした。

(2) 三晃証券は、会社法第 783 条第 1 項の規定に基づき、2022 年 10 月 4 日開催の臨時株主総会決議により、本株式交換の承認を得ております。

(3) 岡三証券グループは、本株式交換に際して、本株式交換がその効力を生ずる時点の直前時における三晃証券の株主名簿に記載又は記録された三晃証券の株主（但し、岡三証券グループを除く。）に対し、三晃証券の普通株式に代わり、その所有する三晃証券の普通株式 1 株につき、岡三証券グループの普通株式 32.50 株の割合をもって、割当交付いたしました。なお、岡三証券グループが割当交付した普通株式の数の合計は 3,997,500 株です。

(4) 岡三証券グループは、本株式交換と同時に、本株式交換により増加した資本準備金の額の増加分全額を減少し、その他資本剰余金に振り替えました。この資本準備金の額の減少後の岡三証券グループの資本準備金の額は、本株式交換の直前時における資本準備金の額と同額です。

以上